

別表 1（規則第 3 条関係）

授業料等減免額

支援区分	減免額割合	昼夜別	減免額 (年額)	入学料減免額 (入学時のみ)	備 考
第Ⅰ区分	3/3	昼間主	535,800	282,000	
		夜間主	267,900	141,000	
第Ⅱ区分	2/3	昼間主	357,200	188,000	
		夜間主	178,600	94,000	
第Ⅲ区分	1/3	昼間主	178,600	94,000	
		夜間主	89,300	47,000	
第Ⅳ区分	1/4	昼間主	134,000	70,500	ア．選考対象者が多子世帯における生計維持者の扶養親族である場合に限る。 イ．多子世帯とは、生計維持者の扶養親族のうち子ども（市町村民税の申告において扶養親族として申告された16歳未満の者を含む。）の数が3以上である世帯をいう。
		夜間主	67,000	35,300	

別表2（規則第5条関係）
選考対象者の学業成績基準

学 年 等	基 準	選考対象者の要件
(1) 1年次学生 (本学入学後1年を経過していない者)	①高等学校等における各教科・科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総括的に評価されること。 ②本学入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること。 ③高等学校卒業程度認定試験合格者であること。 ④学修計画書の提出により、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、本学における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。	左記の基準①から④のいずれかに該当すること。
(2) 2年次以上の学生	①GPA等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること。 ②次のア、イいずれにも該当すること。 ア．修得した単位数の合計が標準単位数以上であること。標準単位数は次の算定方法のとおりとし、1単位未満の端数が生じた場合は、これを1単位に切り上げるものとする。 $\frac{\text{卒業要件単位数}}{\text{修業年限}} \times \text{申請者が在学した期間の年数} \quad ※$ ※申請者の在学期間に休学期間が含まれる場合は、その休学期間を控除する。 また、休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。 イ．学修計画書の提出により、将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、本学における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。	左記の基準①、②のいずれかに該当すること。 ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由により②ア．に該当しない場合は、②イ．のみで足りる。

別表 3（規則第 5 条関係）

選考対象者の収入及び資産の状況

- （１）選考対象者及びその生計維持者の収入の状況について、支援法施行令第 2 条第 1 項に規定する減免額算定基準額が、次の（２）の基準に該当すること。
- （２）下表における減免額算定基準額の算出については、それぞれ支援法施行令第 2 条第 2 項各号に定めるところとする。

支援区分	減免額算定基準額
第Ⅰ区分	100円未満
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満
第Ⅳ区分	51,300円以上～154,500円未満

（政令指定都市に市民税を納税している場合の算定式）

市町村民税の所得割の課税標準額×６％－〔（調整控除の額＋税額調整額）×３／４〕

- （３）選考対象者本人及びその生計維持者の資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券）の合計額については支援法施行規則第 10 条第 2 項第 3 号ロの定めるところにより、次のとおりとする。

生計維持者の人数	資産額の基準
生計維持者が 2 人の場合	2,000万円未満
生計維持者が 1 人の場合	1,250万円未満

別表 4（規則第 8 条関係）

適格認定における学業成績基準

区 分（支援の扱い）	学業成績の基準
廃 止	※次の（１）から（４）のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき。 （１）修業年限で卒業できないことが確定したこと。 （２）修得した単位数の合計数が標準単位数の５割以下であること。 （３）履修科目の授業への出席率が５割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 （４）次項に定める警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。（停止の区分に該当する場合を除く。）
停 止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。（２回目の警告が、警告の項第２号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して３回該当する場合を除く。）
警 告	※次の（１）から（３）のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき。 （１）修得した単位数の合計数が標準単位数の６割以下であること。 （前項第２号に掲げる基準に該当する者を除く。） （２）GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属すること。（次のア.イ.に該当する場合を除く。） ア. 学部等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合。 イ. 社会的養護を必要とする者で、学部等における学修の意欲や態度が優れていると認められる場合。 （３）履修科目の授業への出席率が８割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。 （前項第３号に掲げる基準に該当するものを除く。）